1999年6月3日

総理府　　様

全日本自治団体労働組合中央執行委員長 榎本庸夫

自治労都区・政令市共闘会議民生部会議長 人見一夫

**野宿生活者問題にかかわる要望について(案)**

　貴職の総務行政の推進に対するご尽力に敬意を表します。

　さて、不況の長期化によって失業率の増大が言われていますが、大都市においては不況は「寄せ場」と言われる日雇い労働市場を直撃しています。これらの日雇労働者は職を得られないために日々の食住に困窮し、野宿生活を余儀なくされています。また、失業は常雇い労働者にも及び、これら労働者の中にも野宿生活を余儀なくされる人が出ています。このような、大都市における野宿生活者の増大は、今まで比較的狭い地域に止まっていた問題から、人権・労働・福祉・医療・住宅などの総合的な施策が必要である社会問題として認識されるに至っています。

　自治労は野宿生活者の問題がこのようにより深刻になる以前から、「日雇労働者の街」の問題として厚生大臣・労働大臣に対して、総合的対策の樹立、現行施策の改善充実を求めてきました。行政施策の基本は、すべての人間が健康で文化的な最低限度の生活を営むことであるべきで、今日の野宿生活者の現状は看過できない緊急の課題となっています。今日、野宿生活者の問題は「本人の責任と帰するのではなく、先進国共通の貧困問題」であることが世界的な共通認識となっており、その施策は「排除」ではなく「生存権・居住権の保障」の方向であるべきです。

　このような視点から、下記のとおり当面する緊急課題について要望しますので、貴職において関係先との調整を図り、必要な施策を早急に講じられるよう要望するものです。

記

1　野宿生活者の生存権の保障はもとより、国際的にも認知されている居住権の保障の理念に立脚し、排除の政策は採らないこと。他の関係省庁に対しても、以上の理念に基づく施策の推進を強力に要請すること。

2　施策の策定にあたっては、国の責任と自治体との役割分担を明確にすること。また、野宿生活者など当事者や直接支援にあたるNGOなどの諸団体の意見を聞き、尊重すること。

3　野宿生活者に対する医療・食事・居住の保障について、各自治体が緊急対策として積極的に行えるよう、必要な予算措置を講じること。また、その内容については、各地域の実情を考慮して行うこと。

4　野宿生活者が職に就けないことによって野宿を余儀なくされている現状に鑑み、日雇労働者や高齢労働者を対象とした実効性のある雇用の確保を行うこと。

5　生活保護をはじめとする各種社会保障制度や雇用政策において、居所がないことによって不利益な取扱をしないよう、各自治体や実施機関へ通知すること。また、要保護性がありながら、野宿を強いられていることによって、必要な給付が受けられない人が多くいる事実を認識し、各制度における必要な予算措置を講じること。

6　野宿している人達が自立した生活を営んでいくことができるよう、更生・救護施設の運用の弾力化や中間的な入所施設の位置づけを行うこと。また、アルコール依存回復のための施設の充実、具体的な就労先の保障など、実効性を伴う自立援助の施策を計画的に実行すること。

7　労働政策と福祉政策との整合性を図り、労働行政における政令市への権限委譲を大幅に進める等、柔軟な対応を図ること。